

第49回岡山県人権政策審議会
行政説明資料



岡山県人権啓発シンボルマーク

日 時 令和2年7月13日(月)

場 所 ピュアリティまきび

目	次
---	---

	ページ
1 人権施策の推進（人権施策推進課）	1
2 人権啓発の推進（人権施策推進課）	4
3 人権教育の推進（人権教育課）	5
4 男女共同参画社会の実現（男女共同参画青少年課）	10
5 児童虐待防止対策の推進（子ども家庭課）	13
6 ひとり親家庭の福祉の向上（子ども家庭課）	14
7 子どもの貧困対策（子ども家庭課）	15
8 青少年の健全育成対策の推進（男女共同参画青少年課）	17
9 長寿社会への対応（長寿社会課等）	18
10 岡山県障害者計画・岡山県障害福祉計画の推進（障害福祉課）	20
11 障害のある人の自立と社会参加の促進（障害福祉課）	21
12 同和問題への対応（人権施策推進課）	22
13 多文化共生（誰もが暮らしやすい地域づくり）（国際課）	23
14 ハンセン病問題（健康推進課）	25
15 患者等(H I V感染・エイズ、その他の疾病等)(健康推進課等)	29
16 インターネット利用のモラル向上（情報政策課等）	32
17 消費者被害の撲滅（くらし安全安心課）	34
18 犯罪被害者等の支援（くらし安全安心課）	35
19 地域生活定着促進事業の実施（保健福祉課）	36
20 中国残留邦人の定着自立促進（保健福祉課）	37
21 北朝鮮当局による拉致問題（保健福祉課）	38

【分野：人権全般】

【室・課名：人権施策推進課】

項 目	1 人権施策の推進
<p>【現状と課題】</p> <p>岡山県人権政策推進指針（第1次～第4次）や、人権政策審議会での意見を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害のある人など人権課題ごとの施策について、庁内12課室で構成する「人権啓発マトリックス」等を活用するとともに、国・市町村・関係団体等と連携・協力して人権施策を総合的に推進してきた。</p> <p>しかし、依然として、女性への暴力、子どもや高齢者、障害のある人への虐待など様々な人権問題が存在しており、更に最近ではLGBTへの認知度の高まりや外国人の受け入れ拡大が見込まれるなど人権課題への一層の取組が求められている。</p>	
<p>【現在の対応策】</p> <ol style="list-style-type: none">1 啓発については、国・市町村、関係機関(岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会)等と情報交換・役割分担などをしながら緊密な連携・協力を図り、啓発事業を効果的に実施するとともに、民間との協働を進めるため、民間団体や大学生との連携による啓発事業を実施している。2 研修について、県職員に対しては、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務にあたることのできるよう、階層別・所属別研修や現地研修など体系的に人権研修を実施している。また、県民・企業等に対しては、研修会の開催のほか研修用資料の提供などによりその取組を支援している。3 人権に関する相談・支援については、国、県、市町村、民間団体等が設置している相談窓口を紹介するチラシを作成・配布し、周知に努めている。また、複雑・多様化する人権問題に迅速かつ適切に対応するためには、相談・支援体制の充実強化や相互の連携が重要であることから、共同で研修会や情報交換会を開催し、職員のスキルアップや相談機関相互の連携強化に努めている。	
<p>【今後の取組方針】</p> <p>引き続き、「人権啓発マトリックス」等を活用するとともに、国・市町村・関係団体等と連携・協力して人権施策を総合的に推進していく。</p> <p>また、「第4次指針」については、社会経済情勢等の変化を考慮し、5年を目安に見直しを行うこととされていることから、昨年度実施した人権問題に関する県民意識調査の結果やパブリックコメントなどを参考に、岡山県人権政策審議会からの答申を基本として、「第5次岡山県人権政策推進指針（仮称）」を策定する。</p>	
<p>【主な関係法令・計画等】</p> <ul style="list-style-type: none">・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・新晴れの国おかやま生き生きプラン・第4次岡山県人権政策推進指針	

1 新晴れの国おかやま生き生きプラン【抜粋】

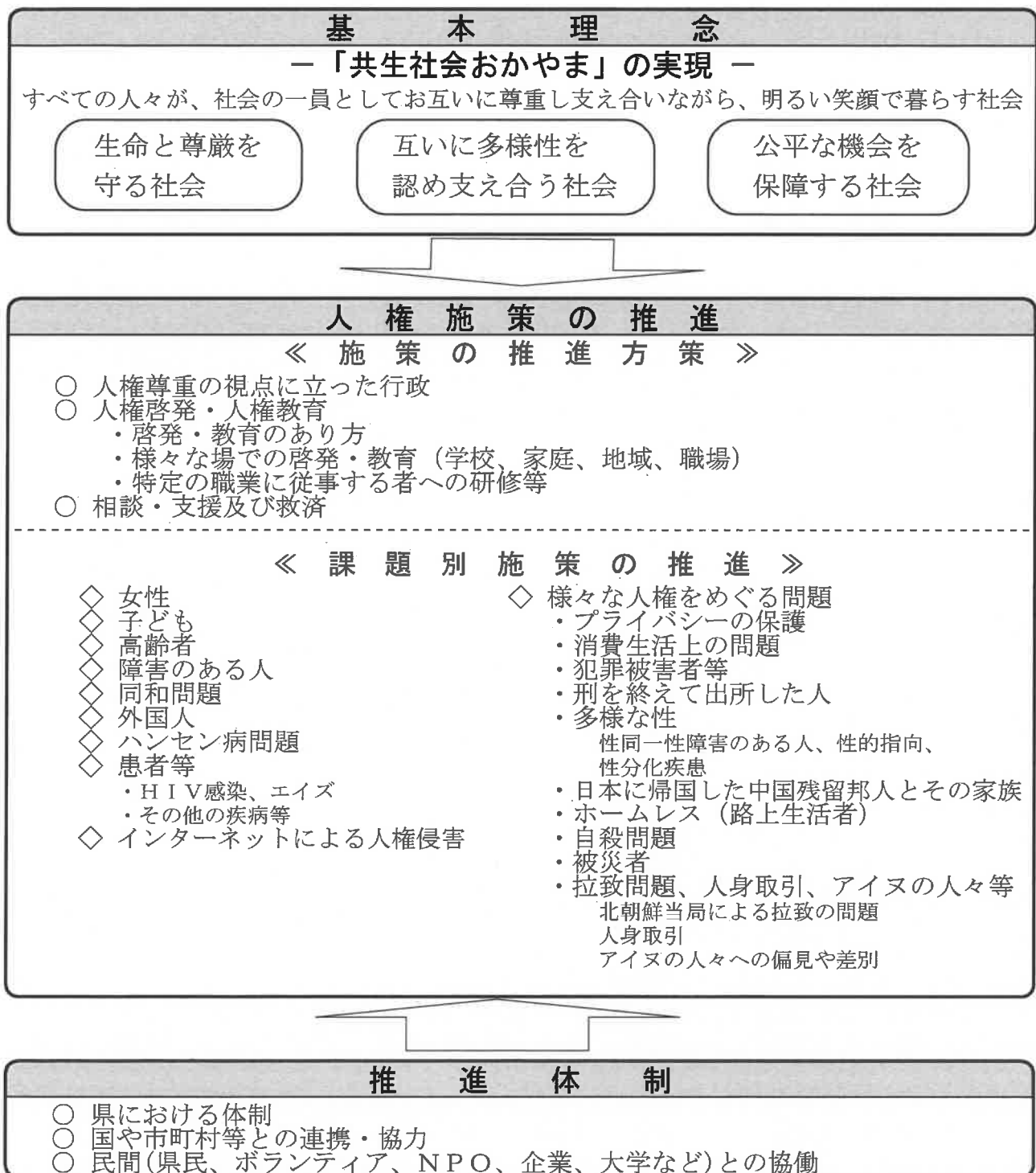
8 生きがい・元気づくり支援プログラム

□ 人権尊重の社会づくりの推進

複雑・多様化する人権問題の解決に向けて、家庭、地域、職場などさまざまな場において、多様な主体との連携・協働による研修、情報提供、広報活動等に取り組むとともに、相談・支援体制の充実を図るなど、総合的な人権施策を推進し、すべての県民がお互いに尊重し、支え合う社会づくりを進めます。

2 第4次岡山県人権政策推進指針【体系】

指針に基づき、全庁を挙げて、国、市町村、民間との一層の連携・協力のもと、人権が尊重される社会の実現を目指し、総合的な人権施策を推進する。



岡山県人権施策推進体制

令和2年(2020年)4月1日

人権政策審議会

(知事の附属機関)

- 構成 人権問題に関する学識経験者 15名
- 所掌事務 人権政策に関する重要事項の調査審議

政策推進会議

人権施策推進会議

- 構成
会長＝県民生活部次長、副会長＝人権施策推進課長
委員＝政策推進課長、総務学事課長、県民生活交通課長、環境企画課長、保健福祉課長、産業企画課長、農政企画課長、監理課長、教育庁教育政策課長、人権教育課長、警察本部警務課長
必要に応じて、県民局総務課長に出席を依頼することができる。
連絡員＝政策推進課、教育庁教育政策課、警察本部警務課を除く上記委員が所属する課の実務担当者及び県民局総務課担当者
- 所掌事項 人権施策の推進に関すること

【本庁】

人権啓発マトリックス

- 構成
班長＝人権施策推進課長
副班長＝人権教育課長
構成員＝[12課室]
国際課、情報政策課、くらし安全安心課、男女共同参画青少年課、保健福祉課、指導監査室、健康推進課、子ども家庭課、障害福祉課、長寿社会課、人権教育課、人権施策推進課(事務局)
- 所掌事項
人権啓発に関する一体的な計画及び実施等
・年間計画の作成
・職員向け人権研修に関すること
・人権啓発に関する情報提供・情報交換
・人権相談窓口相談員の研修、意見交換等

【県民局】

人権施策調整連絡会議

- 構成
会長＝県民局長
副会長＝局次長
委員＝各部長、局出先事務所の長
- 所掌事務
①県民局職員の人権意識高揚に向けた取組(研修等の実施)
②①に係る本庁各部及び人権施策推進課との連絡調整

人権問題(差別事象)対策会議

- 構成
会長＝県民生活部次長
構成員＝総務学事課、国際課、情報政策課、くらし安全安心課、男女共同参画青少年課、環境企画課、指導監査室、健康推進課、子ども家庭課、障害福祉課、長寿社会課、産業企画課、農政企画課、監理課、人権教育課、人権施策推進課(事務局)の各課長及び担当者
(上記の外、必要に応じて、本庁関係各課、関係県民局、岡山地方法務局、関係市町村及び警察等に出席を依頼する。)
- 協議事項
①人権侵害に関する事項 ②差別事象に関する事項 ③えせ同和行為に関する事項

【国、市町村との連携組織】

岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会

(構成員：岡山県、岡山地方法務局、岡山市、岡山県人権擁護委員連合会、(福)岡山県社会福祉協議会)

└─ 県内市町村(岡山市除く)に啓発事業を委託

【分野：人権全般】

【室・課名：人権施策推進課】

項目	2 人権啓発の推進
<p>【現状と課題】 国・市町村、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会、人権啓発マトリックス各課等と連携し、「人権週間」をはじめ、様々な人権に関する週間、月間等を中心に年間を通じて、計画的に啓発事業を実施している。</p>	
<p>【現在の対応策】 啓発活動の実施</p> <ol style="list-style-type: none">1 人権週間・憲法週間における集中的な啓発 ハートフルフェスタの開催、各種媒体（新聞紙面、懸垂幕、地域総合情報誌、路線バス車内広告等）を活用した広報等を実施するとともに、マトリックス各課における人権啓発の週間については、路面電車（車内広告）を活用した広報を実施する。2 人権啓発コーナーでの人権啓発3 スポーツチームと連携・協力した啓発事業（※）<ol style="list-style-type: none">(1) 公式試合会場での啓発（ファジアーノ、シーガルズ）(2) 人権スポーツふれあい教室 小学校等にスポーツ選手等を派遣し、児童との交流を通じて「思いやりの大切さ」などを伝える。（実施予定：16市町村・30校）4 岡山吉備高原車いすふれあいロードレース会場等での人権啓発事業（※）5 児童生徒人権啓発ポスターの募集及びカレンダー作成事業6 民間団体との協働による人権啓発事業 民間団体（大学生等が主体の団体を含む。）が行う人権啓発事業へ対象経費を補助する。（6団体）7 国・市町村との連携 市町村が行う啓発事業に対して国の啓発委託費の配分を行うほか、全県レベル及び4つの地域レベルのネットワーク協議会を通じて、国・市町村と連携・協力した啓発事業の実施に努める。 （※）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部を中止する場合がある。 <p>研修会の開催等</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 国、県、市町村、企業等の職員を対象とした研修会の開催(2) 人権教育・啓発指導者講座の開催	
<p>【今後の取組方針】 啓発活動については様々な場や機会を捉えた効果的な啓発事業に引き続き取り組むこととし、実施に際しては、民間のアイデアや手法を取り入れるとともに、マスメディア、インターネットなどの広報媒体を効果的に活用する。 研修会等については、オンラインでの実施など新しい生活様式を取り入れるとともに、引き続き現地研修などの参加・体験型の手法を用いて実施することとし、積極的に新しい人権課題にも取り組む。</p>	
<p>【主な関係法令・計画等】</p> <ul style="list-style-type: none">・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・新晴れの国おかやま生き生きプラン・第4次岡山県人権政策推進指針	

【分野：人権全般】

【室・課名：人権教育課】

項目	3 人権教育の推進
<p>【現状と課題】</p> <p>人権教育の基本的な考え方や各人権課題に対する取組等をまとめた「第3次岡山県人権教育推進プラン」に基づき、全ての人々の人権が尊重される共生社会の実現のため、人権に関する知的理解を深めるなど、学校教育と社会教育との連携を図りながら、人権教育の一層の充実を図っている。</p> <p>子どもをめぐる喫緊の課題である、いじめや暴力行為等の問題行動や不登校、虐待、自殺などについて、人権教育の視点から未然防止に向けた取組を学校・家庭・地域の連携により具体的に推進する必要がある。</p>	
<p>【現在の対応策】</p> <ol style="list-style-type: none">1 「人権教育推進マトリックス会議」の設置 教育庁関係課室と連携し、人権教育行政課題に適切かつ迅速に対応している。2 教職員研修の充実 教職員の資質向上を図るため、管理職や人権教育担当者等を対象とした研修を実施している。3 学校への支援 公立小・中・高各1校を拠点校に指定し、取り組んだ成果を発表し県下に広めており、今年度から幼稚園1園も指定している。また、教職員の校内研修、児童生徒の人権学習などの取組を支援している。さらに、教職員の指導力向上のため、平成30年度から5年間で全ての県立学校を訪問し研修を実施している。4 指導資料等の配付・活用 人権教育を進める際に参考となる指導資料や実践事例集等の資料を配付するとともに、教職員研修での活用を図っている。5 人権教育連絡会 市町村担当者等を対象とした人権教育連絡会を実施し、各種情報の提供や連絡調整等を行っている。6 指導者の養成 市町村教委等からの推薦者を対象に、人権教育・啓発の中心となる幅広い知識や実践力を持った指導者を養成している。また、PTA指導者を対象に、講演やワークショップ等の研修会を実施している。7 人権教育講師バンク 講演やワークショップ等を行う際の講師情報を適宜更新し、ホームページ上で提供している。	

8 子どもの問題行動等の未然防止の取組の充実

(1) 自殺予防教育推進事業

教職員を対象とした自殺予防教育に係る講座の開催により、自殺予防に関する理解の促進及び実践力の向上を図り、学校における自殺予防教育の推進に取り組んでいる。

(2) 心と命のサポート事業

いじめや自殺の問題に直面した当事者や命に関わる仕事等に携わる方が直接学校を訪問し、いじめの重大さや命の尊重等に関する出前授業を行っている。

(3) アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システム活用事業

当事者やいじめを見かけた児童生徒が安心して相談できる体制を構築するため、標記システムを全ての県立学校に導入している。

9 児童虐待防止の取組の充実

(1) 関係機関及びNPO等との協働による教育関係者児童虐待対応研修

児童相談所、NPO等との協働により、児童虐待対応力向上のための専門的な研修を実施している。

(2) 児童虐待防止教育の支援

県立学校の児童生徒を対象とした、次代の親の育成等を支援している。

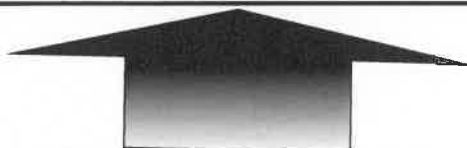
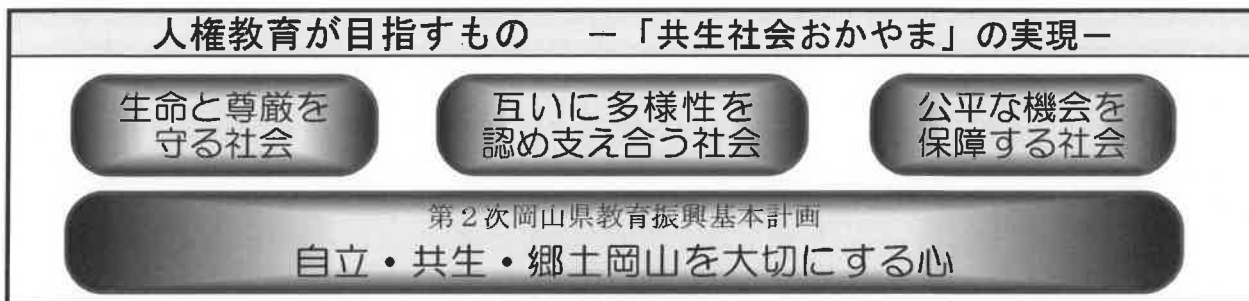
【今後の取組方針】

- 1 「第4次岡山県人権政策推進指針」を踏まえ、「第3次岡山県人権教育推進プラン」に基づき、今後の人権教育の一層の充実を図る。
- 2 「人権教育推進マトリックス会議」を中心に、関係各課室相互の連携を図り、市町村や学校における人権教育推進のための支援の充実を図る。

【主な関係法令・計画等】

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）【文科省】
- ・第4次岡山県人権政策推進指針
- ・第3次岡山県人権教育推進プラン
- ・岡山県子どもを虐待から守る条例

「第3次岡山県人権教育推進プラン」の体系



総合的な人権教育行政の推進

- 人権教育についての基本的な考え方
 - ・ 人権教育の三つの視点
 - 視点1：人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成
 - 視点2：自立支援
 - 視点3：人権を尊重する環境づくり
- 人権教育の総合的な推進
 - ・ 推進体制の充実
 - ・ 普遍的な視点及び個別的な視点からのアプローチ
 - ・ 人権課題相互の関連
 - ・ 学校教育と社会教育との連携
 - ・ 関係機関・NPO・大学・企業等との連携
 - ・ 校種間の連携
 - ・ 人権教育推進状況の把握
- 推進に当たって大切にすべきこと
 - ・ 就学前教育の充実
 - ・ 教職員の研修の充実
 - ・ 効果的な学習プログラムの開発
 - ・ 地域における多様な学習機会の提供
 - ・ 情報教育の推進
 - ・ 教育の中立性の確保及び一人一人の自主性の尊重
 - ・ 家庭教育の充実
 - ・ 指導者等の養成
 - ・ 人権侵害への対応
- 各人権課題に対する取組

<ul style="list-style-type: none"> ① 女性 ② 子ども ③ 高齢者 ④ 障害のある人 ⑤ 同和問題 ⑥ 外国人 ⑦ ハンセン病問題 ⑧ 患者等 (HIV感染症・エイズ、 感染症・難病等) ⑨ 犯罪被害者等 ⑩ 刑を終えて出所した人等 ⑪ 性的少数者 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ アイヌの人々 ⑬ 日本に帰国した中国残留邦人とその家族 ⑭ インターネットによる人権侵害 ⑮ 様々な人権をめぐる課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーの保護 ・ 被災者 ・ ホームレス問題 ・ 北朝鮮当局による拉致問題等
--	---

消費生活上の問題、人身取引、自殺問題、被疑者とその家族への偏見や差別、障害のある高齢者や障害のある子ども等複数の課題を抱える人などの人権課題や、今後新たに発生する人権課題について列挙

人権教育推進マトリックス会議の設置について

人権教育推進マトリックス会議

● 目的

第4次岡山県人権政策推進指針を踏まえ、第3次岡山県人権教育推進プランに基づき、人権教育行政課題に適切かつ迅速に対応するよう総合調整を行い、もって人権教育行政の総合的な推進を図るため、人権教育推進マトリックス会議を設置する。

● 構成

委員長 … 人権教育課長
副委員長 … 教育政策課長

委員（9名）

※8課1室

教育政策課長
教職員課長
高校教育課長
義務教育課長
生徒指導推進室長
特別支援教育課長
保健体育課長
生涯学習課長
人権教育課長

マトリックス担当者（9名）
（マトリックス担当者会議）

教育政策課員
教職員課員
高校教育課員
義務教育課員
生徒指導推進室員
特別支援教育課員
保健体育課員
生涯学習課員
人権教育課員

● 所掌事務

- ① 人権教育の総合的な推進を図るための関係課相互の連携の在り方に関すること。
- ② 人権教育に係る施策等の調整に関すること。
- ③ 市町村及び学校の推進体制の整備の支援及び研修機会の充実その他の人権教育行政推進のための条件整備の在り方に関すること。
- ④ その他人権教育行政の推進に関すること。

● 会議

- ① マトリックス会議の開催は、原則として2月に1回とする（年5回開催予定）
- ② 担当者会議の開催は、原則として月に1回とする。（毎月第2水曜日）

一人権教育の総合的な推進

全ての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、明るい笑顔で暮らす共生社会の実現を目指し、人権教育の充実を図ります。



岡山県人権啓発
シンボルマーク

- ◆第4次岡山県人権政策推進指針
- ◆新晴れの国おかやま生き生きプラン
徳育推進プログラム

- ◆岡山県教育大綱
- ◆第2次岡山県教育振興基本計画

岡山県人権教育推進委員会

人権教育推進の在り方について審議・提言等

人権教育推進マトリックス会議

人権教育行政課題に適切かつ迅速に対応するため、関係課(室)が連携し、総合的な人権教育を推進(教育庁内8課1室で構成)

人権教育推進状況報告書

市町村及び学校における人権教育の推進状況や課題を把握

第3次岡山県人権教育推進プラン

人権教育の基本的な考え方と各人権課題に対する取組をまとめたプラン

- 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成
- 自立支援
- 人権を尊重する環境づくり

学校教育

社会教育

連携

○教職員研修

管理職・人権教育担当者等研修会
交流体験研修会

○県立学校人権教育サポート事業

自他の生命及び尊厳と価値を尊重する教育の推進
いじめや不登校、中途退学等の未然防止のための生徒理解・
集団づくり《心理検査の活用、担当者研修》
教職員の人権教育研修《各種指導資料の活用等》

○心と命のサポート事業

出前授業の実施

○児童虐待の防止

県立学校等児童虐待対応研修
市町村人権教育担当指導主事等連絡会

○人権学習充実拠点校事業【拡充】

早島町立早島幼稚園、津山市立勝加茂小学校
吉備中央町立加賀中学校、県立邑久高等学校

○研究調査事業

人権教育研究委託

○自殺予防教育推進事業

教職員を対象とした自殺予防教育に係る講座の開催

○アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・ 報告システム活用事業

当事者やいじめを見かけた児童生徒が安心して報告できる
よう、匿名で相談・報告できるアプリ(STOP it)を全県立学校
で活用

○市町村情報提供・連絡事業

市町村人権教育担当者等連絡会

○PTA指導者人権教育研修会

PTA指導者研修会・情報交換

○人権教育・啓発指導者講座

(知事部局との連携)

幅広い知識と実践力を持った指導者の養成

○人権啓発マトリックス関係事業

(知事部局との連携)

ハートフルフェスタ

ハートフル講座

人権啓発ポスター等

○人権教育講師バンク

学校や地域で行う人権教育に関わる講演や研修の講師等
の情報提供

○指導資料整備事業

啓発DVDの整備・貸出、指導資料の作成

【分野：女性】

【室・課名：男女共同参画青少年課】

項目	4 男女共同参画社会の実現
<p>【現状と課題】 令和元年実施の県民意識調査では、固定的な性別役割分担意識や女性の社会進出などについて、これまでの取組による一定の成果が見られたが、男女の地位の不平等感等は依然として残っている。 このため、男性や若い世代の意識改革や男女間のあらゆる暴力の根絶、さまざまな分野における女性活躍の場の拡大、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現などの課題への対応が引き続き必要である。</p>	
<p>【現在の対応策】 すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」及び「第4次おかやまウィズプラン」に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進している。</p>	
<p>【今後の取組方針】 「第4次おかやまウィズプラン」（平成28～32年度）において、3つの基本目標と、その下に14の重点目標を掲げ、県民、NPO、企業など幅広い主体と協働して、各種施策を推進する。</p> <p>I 男女共同参画社会の基盤づくり</p> <ol style="list-style-type: none">1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進4 男性にとっての男女共同参画の推進5 若い世代における男女共同参画の推進 <p>II 男女の人権が尊重される社会の構築</p> <ol style="list-style-type: none">6 男女間のあらゆる暴力の根絶7 情報化社会における男女の人権の尊重8 生涯を通じた女性の健康支援9 生活困難を抱える人々への支援 <p>III 男女が共に活躍する社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none">10 政策・方針決定過程への女性の参画促進11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保13 女性のチャレンジ支援14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	
<p>【主な関係法令・計画等】</p> <ul style="list-style-type: none">・男女共同参画社会基本法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・岡山県男女共同参画の促進に関する条例・第4次おかやまウィズプラン・岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（県DV防止基本計画）	

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援について

配偶者等からの暴力（DV）のない社会づくりを目指し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づき策定した「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（DV防止基本計画：平成26年9月改定）及び平成28年3月に策定した「第4次おかやまウィズプラン」に従って、防止啓発、被害者支援等に取り組んでいる。

1 配偶者等からの暴力防止の啓発

DV防止に向けた気運醸成のため、各種広報媒体を通じた啓発や、コンビニエンスストア等に広報資材を設置することにより相談窓口の周知に努めているほか、県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）において講座、研修会を開催している。

また、若者向けの対策として、県内の高校、大学等で交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）防止講演会を開催している。（平成31（令和元）年度：10校、2,560人）昨年度、小学生向け啓発資材を作成したところであり、学校等と連携し、思春期の始まる小学校高学年からの啓発に取り組む。

2 市町村DV防止基本計画策定の支援

DV防止法により、努力義務ではあるが、市町村による計画策定が求められており、未策定の市町村に対して、計画策定の働きかけを行っている。

（令和2年3月現在：策定済25市町村）

3 DV被害者の支援

（1）相談

DV防止法に基づく4つの「配偶者暴力相談支援センター（※）」において相談業務等を行っている。

また、社会福祉法人に委託し、日曜、年末年始等のDV休日電話相談を実施している。

なお、県男女共同参画推進センターでは、男性相談員による男性電話相談も実施している。

（※）配偶者暴力相談支援センター

岡山県女性相談所、岡山県男女共同参画推進センター、

岡山市男女共同参画相談支援センター、倉敷市男女共同参画推進センター

（2）一時保護

緊急性が高く必要と認められる者について、県女性相談所で一時保護を行っている。

（3）自立支援

社会福祉法人に委託し、被害者の子どもに対する学習等支援や自立した生活を始めるまでの住環境を整えるステップハウスの提供を実施している。

DV相談・一時保護等の状況

(< > 内は対前年度比：%)

① DV相談

(単位：件)

相談機関		H28年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度
配偶者暴力相談支援センター	県女性相談所	386	387	359	398<110.9>
	県男女共同参画推進センター	383	379	405	382<94.3>
	岡山市男女共同参画相談支援センター	616	559	623	569<91.3>
	倉敷市男女共同参画推進センター	534	475	581	599<103.1>
	小計	1,919	1,800	1,968	1,948<99.0>
警察本部・警察署		1,304	1,476	1,529	1,719<112.4>
合計		3,443	3,276	3,497	3,667<104.9>

※配偶者暴力相談支援センター

DV防止法に基づき、被害者からの相談及び保護、自立のための支援等の業務を行う施設

② デートDV(交際相手からの暴力)相談(※①以外)

(単位：件)

相談機関	H28年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度
配偶者暴力相談支援センター	84	54	48	54<112.5>

③ 一時保護<DVによるもの>

(単位：人)

項目	H28年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度
要保護女子	54	42	39	59<151.3>
同伴児童(18歳未満)	73	62	37	53<143.2>

※同伴児童は児童相談所での一時保護を含む。

④ 保護命令の状況

(単位：件)

項目	H28年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度
裁判所の保護命令	95	66	68	64<152.4>

【分野：子ども】

【室・課名：子ども家庭課】

項 目	5 子ども虐待防止対策の推進
<p>【現状と課題】</p> <p>県民の子ども虐待への関心の高まりを受けて、県の児童相談所が対応した子ども虐待相談件数は、年々増加傾向にあり、児童相談所が効果的に対応していくための体制と機能の強化が求められている。</p> <p>また、平成28年の児童福祉法の抜本的な改正への対応を受けて、令和元年度に策定した「岡山県社会的養育推進計画」と、連動する「岡山いきいき子どもプラン2020」を確実に推進する。</p>	
<p>【現在の対応策】</p> <p>1 児童相談所の体制及び機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none">○ 専門職員の計画的な増員○ 経験年数や職種に応じた体系的な人材育成○ 警察職員の配置（令和元年度から倉敷児童相談所1名）○ 弁護士配置の拡充（平成29年度から月4日配置し、令和2年度から2名と顧問契約を締結）○ 一時保護所の医療的ケアの強化（医療的なケアニーズのある子どもへの付添職の派遣）○ 医学的知見に基づく親子関係再構築の支援の強化 <p>2 社会的養育推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 一時保護所や児童養護施設等を利用している「子どもの意見表明権」を保障する体制の構築を図る。○ 子どもや家庭の福祉に関する支援を一体的に担う「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進（令和2年度から財政支援を拡充）○ 児童相談所の補完的役割を担う「児童家庭支援センター」の設置等の支援○ 施設等を退所した子どもの自立の推進（自立生活の確立のため、生活の問題や就労・進学の見路決定等の総合的な支援を実施）○ 施設職員の人材確保の推進（実習生の時期に丁寧に指導できる体制を施設に整備することで人材確保を促進）	
<p>【今後の取組方針】</p> <p>支援を必要とするすべての子どもとその家族をきめ細かに支援できるよう、行政はもとより、地域、里親や児童養護施設など、子どもの福祉に携わる関係機関等の取組を進めていく</p>	
<p>【主な関係法令・計画等】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律・岡山県子どもを虐待から守る条例・岡山いきいき子どもプラン2020・岡山県社会的養育推進計画	

【分野：子ども】

【室・課名：子ども家庭課】

項 目	6 ひとり親家庭の福祉の向上
【現状と課題】 ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手として、生活や子どもの養育、就業等に多くの悩みや不安を抱えて生活している。ひとり親家庭を対象とした全国調査では、母子世帯の平均年間収入は243万円、また養育費の取り決めをしている率は約43%、受給率は約24%とされており、経済面や生活面で厳しい状況に置かれている。	
【現在の対応策】 個々のひとり親家庭の状況やニーズに応じて、経済的自立の支援、相談活動の充実、就業の支援を実施している。 (1)経済的自立の支援 ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、医療費の一部を公費負担するなど経済的な支援を行っている。 (2)相談活動の充実 ひとり親家庭支援センターや母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の困りごとに対して相談・指導を行っている。 (3)就業の支援 ひとり親家庭支援センターにおいて、相談者の状況に応じ、母子・父子自立支援プログラムを策定するなど、ハローワーク等関係機関と連携しながら就労支援を行っている。 また、就業に有利な資格取得を促進するため、給付金の支給により講座受講費用の補助や受講期間中の生活支援を行っている。	
【今後の取組方針】 ひとり親家庭支援センターや母子・父子自立支援員、ハローワーク等の関係機関と緊密に連携し、一人ひとりのニーズに応じた相談活動や就労支援を行うとともに、ひとり親に対する支援制度等をまとめた冊子や広報媒体を利用してひとり親家庭に対する各種支援制度等の周知を図る。 また、市町村窓口（戸籍、相談）担当者等を対象に養育費確保に関する研修を引き続き実施するなど、ひとり親の養育費取得に向けた相談体制の充実を図る。	
【主な関係法令・計画等】 <ul style="list-style-type: none">・母子及び父子並びに寡婦福祉法・岡山いきいき子どもプラン2020	

【分野：子ども】

【室・課名：子ども家庭課】

項 目	7 子どもの貧困対策
【現状と課題】 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく県計画を「岡山いきいき子どもプラン2020」に盛り込むかたちで策定し、岡山県子どもの貧困対策会議を中心に、関係部局が連携して子どもの貧困対策に総合的に取り組んでいる。	
【現在の対応策】 「岡山いきいき子どもプラン2020」に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を重点施策として、総合的に施策を推進している。 また、平成29年度に実施した子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、市町村や民間団体などで構成する「岡山県子どもの未来応援ネットワーク会議」からの提言を踏まえ、新たに事業化した「子どもの未来応援プロジェクト」を実施している。 ○子どもの未来応援プロジェクト（平成31年度～） 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、夢と希望を持って成長できる環境づくりを目指す。 ①子どもの未来応援ネットワークによる連携ケア事業 ②子どもの未来応援市町村チーム派遣事業 ③子どもの居場所づくり支援事業[子どもの居場所アドバイザー事業、子どもの居場所づくり促進事業] ④大学との連携による子どもの未来応援プログラム提供事業	
【今後の取組方針】 ○プロジェクト関係各機関との連携 プロジェクトの実施に当たり、市町村や県民局、大学などの関係者との連携を密にし、円滑な事業実施を図る。 ○地域資源の有効活用 子どもの貧困対策の中心的役割を担うべき市町村がその実力を高め、機能を発揮できる基盤形成のため、県市町村支援チームをはじめ、子ども食堂などの実践者、スーパーバイズできる専門家など、地域資源の協力を得て、協働して取り組む。	
【主な関係法令・計画等】 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱 ・岡山いきいき子どもプラン2020	

子どもの未来応援プロジェクト(平成31年度～実施事業)

事業内容等		補助率等
◎早期発見・早期支援		
①	<p>子どもの未来応援ネットワークによる連携ケア事業</p> <p>市町村の専門職員が保育所や児童館等を巡回し、支援が必要な子どもを発見するとともに、関係者による連携ケア会議を実施し、ケースワークにより子どもの実情に応じた支援につなげるモデル事業に対し支援を行う。</p>	<p>【補助対象】 2市町村(政令市除く)</p> <p>【補助率】 定額(上限4,621千円)</p>
②	<p>子どもの未来応援ネットワークによる連携ケア事業</p> <p>子どもの未来応援ネットワークによる連携ケア事業に取り組む市町村を県の専門職員による支援チームが伴走支援することでモデル事業の円滑な実施を図るとともに、研修会の開催やスーパーバイザー派遣により市町村の対応力向上を図る。</p>	-
◎エンパワーメント		
③	<p>子どもの居場所づくり支援事業</p> <p>(1)子どもの居場所アドバイザー事業</p> <p>子どもの居場所づくりに関心のある者に対し、子ども食堂などの実践者からその運営ノウハウや課題等をアドバイスしてもらうとともに、運営状況の公開等を目的とした相談・見学会を実施し、居場所づくりに取り組むマンパワーのすそ野を広げる。また、こうした子どもの居場所に関する情報を県HPに掲載し、周知する。</p> <p>(2)子どもの居場所づくり促進事業</p> <p>地域住民やNPO等による、いわゆる子ども食堂での食事の提供など、居場所づくりを支援する市町村に対しモデル事業として補助し、子どもが安心して過ごせる居場所の整備を進める。</p>	-
④	<p>大学との連携による子どもの未来応援プログラム提供事業</p> <p>子どもの貧困問題に関心のある大学と県・市町村の協働により、子どもたちが様々な体験・経験ができる学習プログラムや体験学習を提供するとともに、大学の協力を得て作成した、子ども食堂の運営に活用できる衛生管理・レシピに関するパンフレットを、子ども食堂の開設を考えている者などに提供する。</p>	<p>【役割分担】 大 学：学習プログラムや体験学習の提供 県：広報 市町村：貧困家庭の情報提供</p>

【分野：子ども】
【室・課名：男女共同参画青少年課】

項 目 8 青少年の健全育成対策の推進

【現状と課題】

近年、子ども・若者を取り巻く環境は、家庭における教育力の低下、インターネットの普及による有害情報の拡散、ニート、ひきこもり等の困難を有する若者の存在等、憂慮すべき状況となっている。

県では、「第2次岡山県子ども・若者育成支援計画」（計画期間 平成29～令和3年度）を策定し、すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる能力を生かし、自立・活躍できる社会の実現を目指し、各種施策を総合的に推進していく。

【現在の対応策】

1 健全育成の推進と意識の高揚

○ 家庭や地域の教育力の向上を図る事業の実施

青少年の健全育成や非行防止についての県民の理解を深めるため、（公社）岡山県青少年育成県民会議等の関係機関・団体が一体となった、県民総ぐるみの運動を引き続き展開するとともに、青少年をスマートフォンやインターネットのリスクから守るため、携帯電話事業者と連携し、スマートフォン等の機器を購入する保護者に向けたフィルタリング設定に係る啓発に取り組む。

○ 青少年の自立をはぐくむ事業の実施

地域の実情に応じたボランティア活動や、「青少年の島」の活用により、青少年の社会参加活動や自然体験活動の推進を図る。

2 子ども・若者に対する支援

○ 青少年相談事業の実施

「岡山県青少年総合相談センター」において、いじめ、不登校、非行等に関する相談を総合的に行うとともに、「おかやま子ども・若者サポートネット」において、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族の支援を重層的かつ継続的に行う。また、高等学校中途退学者に対する相談を行う。

○ 有害環境の浄化

近年の著しい社会環境の変化等に対応するため、「岡山県青少年健全育成条例」、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」に基づき、有害環境の規制、インターネット上の有害情報への対応等に取り組む。

【今後の取組方針】

1 「第2次岡山県子ども・若者育成支援計画」に基づき、関連部局と連携しながら各種施策を推進する。

2 高等学校中途退学者に対する相談体制の強化をはじめ、相談体制の充実に取り組む。「おかやま子ども・若者サポートネット」において、関係機関・団体の連携強化を図り、円滑な支援体制の充実に取り組む。また、より身近で適切な支援が受けられるよう、市町村に対して「子ども・若者支援地域協議会」の設置に向けて、引き続き働きかけを行う。

3 青少年のスマホ・ネット問題の解決に向けて、関係部局や携帯電話事業者と連携し、スマホ・ネット問題総合対策の推進を図る。

【主な関係法令・計画等】

- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・岡山県青少年健全育成条例
- ・岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

項目	9 長寿社会への対応
<p>【現状と課題】 本県の65歳以上の高齢者人口は、令和元（2019）年10月には約56万人となっており、高齢化率も30.2%と全国平均を上回っている。 高齢者の増加に伴い、寝たきりや認知症、一人暮らし等の高齢者も増加し、孤立化や虐待等、高齢者の人権や尊厳が脅かされるような問題も生じている。 このような状況を背景として、高齢者の自立した日常生活の維持や尊厳の保持等を目的とした介護保険法や高齢者虐待防止法等が制定されており、県においても、法の趣旨等に沿った様々な施策を実施することにより、高齢者の人権を尊重し、生活の質を高めていく必要がある。</p>	
<p>【現在の対応策】 平成30年3月に策定した第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画等に基づき、計画的に介護基盤の整備を進めるとともに、市町村と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携や生活支援、介護予防等の推進に取り組んでいる。</p> <p>1 地域包括ケアシステムの構築 高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に基づき、居宅、地域密着、施設のバランスのとれた介護サービス基盤の整備を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進める。</p> <p>(1) 地域のニーズに応じた質の高いサービスが提供されるよう、介護支援専門員など介護サービス従事者の資質・専門性の向上を図る研修等を行う。 (2) 利用者の適切な選択に資する介護サービスの情報提供を行う。 (3) 中重度者の在宅生活を可能にするため、往診や訪問看護等を提供する体制を整備し、医療との連携を強化する。 (4) 通所への付添活動や通いの場の立ち上げなど、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に必要な事業を実施する市町村に対し、財政支援と技術支援を組み合わせる。 (5) 地域の実情に応じた支え合いの体制づくりを推進する介護予防・日常生活支援総合事業について多様な担い手による多様なサービスの充実を進める市町村を支援する。 (6) 民間企業、NPO、ボランティア団体等が生活支援や介護予防に参画し、住民参加の取組が行われるよう生活支援コーディネーターを養成する。 (7) 高齢者に対し、心身機能の改善と生活環境の調整、意欲への働きかけをバランスよく行い、地域社会での参加や活動の場を増やすことで長期的な介護予防を推進する。</p> <p>2 権利擁護の推進 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、市町村が行う措置の実施に関し必要な援助、助言を行うとともに、地域包括支援センターや市町村担当課の職員及び介護保険事業者等に対する研修、法律相談への対応、市民後見人養成研修等を行うことにより、高齢者虐待の防止や権利擁護を推進する。</p>	

- (1) 市町村からの法律相談を受ける体制を整備する。
- (2) 地域包括支援センターや市町村担当者、介護保険事業者等に対する高齢者虐待対応等の研修を行う。
- (3) 市町村における市民後見の取組を支援するため、市民後見人養成研修を行う。

3 認知症施策の推進

認知症施策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい理解に基づく本人や家族への支援等を通じて、地域での総合的かつ継続的な支援体制を確立する必要がある。このため、認知症介護研修や早期診断の推進、家族支援・啓発、地域支援体制の構築等に取り組む。

- (1) 認知症サポート医の養成を行うとともに、かかりつけ医などの医療従事者に対して認知症の知識や対応力向上のための研修を実施する。
- (2) 高齢者介護の指導的立場にある者、認知症介護サービス事業の開設者、管理者等に対し、研修等を実施し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。
- (3) 認知症疾患医療センターを運営し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。
- (4) 認知症高齢者の家族交流会を実施するとともに、介護者等からの相談や疑問等に対応する「おかやま認知症コールセンター」を運営する。
- (5) 認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターを市町村と協力して養成するとともに、その養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成を行う。
- (6) 認知症の行動・心理状態をVRを通して「疑似体験」するなど、認知症への理解を深める研修等を実施する。
- (7) 若年性認知症の人が適切な支援を受けられるよう、若年性認知症コーディネーターを配置するとともに、若年性認知症の人や家族の交流会を開催する。

4 生活環境の整備

高齢者が安全で快適に生活できるよう、高齢者の個人住宅におけるバリアフリー化を支援するため住宅改修の経費を助成する市町村に対し補助を行うとともに、自立した日常生活が送れるよう生活支援のための体制構築に向けて市町村を支援する。

5 社会参加の促進と交流

高齢者の健康・生きがいづくりを推進するため、文化・スポーツ活動の場の提供を進めるとともに、高齢者の豊かな知識や経験を生かせるよう、地域で老人クラブ等が行う社会活動を促進するための助成を行う。

【今後の取組方針】

第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画等に基づき、高齢者保健福祉施策に取り組み、高齢者が様々な社会活動に主体的に参加でき、住み慣れた家庭や地域で、快適にいきいきと自立した生活ができる社会の実現をめざす。

【主な関係法令・計画等】

- ・老人福祉法
- ・介護保険法
- ・高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）
- ・第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画

【分野： 障害のある人】

【室・課名： 障害福祉課】

10 岡山県障害者計画・岡山県障害福祉計画の推進

【現状と課題】

(岡山県障害者計画)

障害者基本法に基づき、「第3期岡山県障害者計画～だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン～」(計画期間：平成28～令和2年度)を策定しており、この計画に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する共生社会の実現をめざして、県政全般にわたる各種施策を推進している。

(岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画)

障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、平成30年3月に第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画(計画期間：平成30～令和2年度)を策定した。

この計画は、各市町村を通じ広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保や、障害のある人への支援の充実等を図るものであり、障害のある人の地域生活や一般就労への移行に向けて設定した数値目標を達成できるよう、必要な基盤整備や施策等を実施している。

【現在の対応策】

(岡山県障害者計画)

障害者差別解消法の趣旨を適切に盛り込むとともに、施策の体系として、「教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等」、「安全・安心」及び「差別の解消及び権利擁護の推進」の3項目を柱とし、分野別事業一覧を作成し、「数値目標」を設定することで、計画の着実な推進を図っている。

(岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画)

障害のある人が地域において自立した生活を営むことができるよう、グループホーム等の生活基盤を充実することなどにより、福祉施設から地域生活への移行を促進している。また、障害のある人に対する就業面と生活面の一体的な支援体制の整備等により福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、障害のある子どもの支援体制の充実等を促進している。

【今後の取組方針】

(岡山県障害者計画)

共生社会の実現を目指した障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、県障害者差別解消支援地域協議会の活用や啓発活動など、適切な法施行に努めていく。

(岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画)

所得向上に向けた支援策の充実を図り、官公需の発注における優先調達の配慮や共同受注の促進等に努めるなど、障害のある人の就労に関する取組を一層推進し、計画の数値目標の達成に向けて、基盤整備や県施策等を推進していく。

【主な関係法令・計画等】

(岡山県障害者計画)

・障害者基本法

(岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画)

・障害者総合支援法、児童福祉法

【分野： 障害のある人】

【室・課名： 障害福祉課】

項目	1 1 障害のある人の自立と社会参加の促進
【現状と課題】 障害のある人が地域で安心して暮らし、その自立と社会参加が促進されるよう、障害のある人の就労支援をはじめ、障害者差別解消法を踏まえた心のバリアフリーや、あいサポート運動の推進、障害福祉サービス基盤の整備、障害者アート・スポーツの振興などを通じて、誰もが生き活きと輝く共生社会の実現を目指している。	
【現在の対応策】 1 心のバリアフリーの推進 (1) 心のバリアフリー啓発冊子の活用 様々な障害の特性や障害のある人への配慮などをわかりやすく解説した「バリアフリー社会のおもいやり」を活用し、障害者差別解消法等の啓発活動に努める。 (2) あいサポート運動の推進 障害のある人にちょっとした手助けや配慮を実践するあいサポーターを養成するなど、あいサポート運動を積極的に推進する。 (3) 障害者週間の普及啓発 障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に各種啓発事業を実施し、すべての県民が障害の有無にかかわらず地域で共生する社会の実現に向けて、障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進する。 2 障害者就業・生活支援センターによる就労支援 障害のある人が身近な地域で、就業及びこれに伴う日常生活の相談・支援が受けられるよう障害者就業・生活支援センターを広く周知し、就業を希望する障害のある人の要望にきめ細かく対応できるよう相談支援体制の充実を図る。 3 障害福祉サービス基盤の整備 障害のある人の社会参加や地域生活を支援するため、障害福祉サービスの量的・質的充実を図るとともに社会福祉法人等が行う施設・設備の整備について補助を行う。 4 障害者アート等芸術活動の推進 障害のある人の作品を募集し、展示することにより、障害のある人の社会参加、創作意欲を高めるとともに、障害者アートを通して、「障害」と「障害のある人」についての理解を深める。 5 障害者スポーツの推進 岡山県障害者スポーツ大会や吉備高原車いすふれあいロードレースなどのスポーツを通じて、障害のある人の社会参加を促進するとともに、障害のある人となない人が一緒にふれあうことにより障害についての理解を深める。 6 障害者虐待の防止の推進 県障害者権利擁護センターにおいて、障害のある人や養護者からの相談について必要な助言を行い、障害のある人の権利擁護、虐待の防止を図る。	
【今後の取組方針】 「おかやま生き活きプラン」、「第3期岡山県障害者計画」等に基づき、障害のある人が地域で安心して暮らし、その自立と社会参加が促進され、誰もが生き活きと輝く共生社会の実現に取り組む	
【主な関係法令・計画等】 ・「おかやま生き活きプラン」、「第3期岡山県障害者計画」、「第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画」	

【分野：同和問題】

【室・課名：人権施策推進課】

項目	1 2 同和問題への対応
<p>【現状と課題】</p> <p>平成14年3月までの33年間にわたる特別対策等により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善され、人々の同和問題についての理解と認識も進み、全般的に着実な進展が見られた。</p> <p>特別対策終了後も、県では、一般対策でその解決に向けた各種施策に取り組んでおり、同和問題は解決に向かっているが、なお、差別意識の解消やえせ同和行為の排除などが課題となっている。</p> <p>また、平成28年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。</p>	
<p>【現在の対応策】</p> <p>同和問題の解決に向けて、差別意識の解消を図るため、様々な場を通じた啓発等に取り組んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 啓発の推進<ul style="list-style-type: none">・新聞、ラジオなどマスメディアを活用した各種啓発・講座・研修会の開催・市町村や民間が行う研修会等への研修用資料の提供等2 教育の推進<ul style="list-style-type: none">・学校・社会教育の充実3 公正な採用選考及び雇用の促進<ul style="list-style-type: none">・公正採用選考人権啓発推進員の設置及び研修の実施等4 えせ同和行為の排除<ul style="list-style-type: none">・「えせ同和行為対策関係機関連絡会」による情報交換・事業所等への排除要請、マスメディアや市町村広報紙を活用した啓発5 隣保館活動への支援<ul style="list-style-type: none">・生活上の各種相談や講演会・研修会の開催等の隣保館活動に対する支援・貸付けや融資等の自立支援制度の情報提供6 同和関係資金貸付金の債権管理	
<p>【今後の取組方針】</p> <p>「第4次指針」に基づき、同和問題を女性、子ども、高齢者、障害のある人など、他の人権課題と同様に重要な人権課題の一つとしてとらえ、今後とも、国、市町村、関係機関等と連携し、差別意識の解消のための取組を進める。</p>	
<p>【主な関係法令・計画等】</p> <ul style="list-style-type: none">・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・部落差別の解消の推進に関する法律・新晴れの国おかやま生き生きプラン・第4次岡山県人権政策推進指針	

【分野：外国人】
 【室・課名：国際課】

項目 13 多文化共生（誰もが暮らしやすい地域づくり）

【現状と課題】

県内の在留外国人数は、令和元年末時点で31,569人と前年に比べ3,411人増加し、過去最高となっている。

その内訳として、国籍別ではベトナム、中国、韓国が多く、在留資格別では技能実習生、永住者が多い。

平成31年4月の改正入管法施行により、外国人材の受入れのための新たな在留資格「特定技能」が創設されたことから、在留外国人のさらなる増加が見込まれる。

在住外国人の増加・多様化に伴い、日常生活の様々な場面において、言葉や文化、生活習慣、価値観等の相違による問題も生じており、誰もが暮らしやすい多文化共生の地域づくりを推進することが求められている。

【現在の対応策】

1 相互理解の促進

世界各地の文化や生活習慣、国・地域の情勢や国際課題等について、講習会やワークショップ等を開催し、多様性の尊重や相互理解を深めている。

- ・国際理解講座、セミナー等の開催 (国際課)

2 コミュニケーション・生活支援

(1) 日本語及び日本社会に関する学習支援

外国人が日本語や日本文化を学ぶことは、日本を理解し地域社会の一員として生活するために重要であることから、日本語学習や日本語指導支援機能の充実を図っている。

- ・日本語講座、やさしい日本語研修会、日本語ボランティアスキルアップ研修会等の開催 (国際課)

(2) 多言語による情報提供等

外国人が地域で安全・安心に暮らすための支援として、岡山県外国人相談センター（岡山国際交流センターに設置）において、多言語による各種情報提供や無料相談を実施しているほか、ガイドブックやホームページにより、日常生活に役立つ情報を提供している。

また、県、市町村、関係機関・団体等との連絡会議を開催し、情報交換及び連携強化を図っている。

- ・多言語による情報提供、生活相談 (国際課)
- ・弁護士による無料法律相談 (国際課)
- ・行政書士による出入国手続等の相談 (国際課)
- ・災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）の養成 (国際課)
- ・地域共生サポーターの養成 (国際課)
- ・「外国人住民のための防災ガイドブック」（5言語）の作成・配布 (国際課)
- ・「日本語教室マップ&リスト」（5言語）の作成・配布 (国際課)
- ・「生活安全マニュアル」（7言語）の作成・配布 (警察本部外事課)

- (3) 教育環境の整備
外国人の児童生徒が安心して勉学に励むことができる環境を整備するため、日本語指導を行う教員の加配に努めるとともに、教育相談体制の充実を図っている。また、通訳ボランティアによる学習支援を推進している。
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒が通学する公立小・中学校への教員の加配 (教育庁教職員課)
 - ・日本語指導が必要な外国人児童生徒の指導に関する連絡協議会の開催 (教育庁義務教育課)
- (4) 適正な雇用等の促進
労働局と連携し、県内で仕事を求める外国人や留学生のための相談・支援の充実に努めている。
- ・合同就職面接会等の開催 (労働雇用政策課)
- (5) 保健・福祉等の充実
外国人住民や留学生が健康な生活を送れるよう、疾病予防、保健・医療等について、医療機関や生活関連情報の提供、相談・支援体制の充実に努めている。
- ・[再掲] 多言語による情報提供、生活相談 (国際課)
 - ・「おかやま医療情報ネット」の多言語対応 (3言語) (医療推進課)
- (6) 防災情報等の提供
- ・防災・災害関連情報ポータルサイトの多言語対応 (3言語) (危機管理課)

【今後の取組方針】

岡山県外国人相談センターを中心に、外国人住民に対する支援の充実を図るとともに、市町村や関係機関・団体等と連携・協働し、多文化共生の地域づくりを進める。

1 外国人にも暮らしやすい岡山づくり

(1) コミュニケーション支援

日本語学習機会の充実、「やさしい日本語」の普及、通訳ボランティアの養成等

(2) 生活支援

各種生活情報の提供、多言語相談等の実施、各種ボランティアの養成、災害時多言語支援センターの機能強化等

2 多文化共生の地域づくり

(1) 地域におけるサポートと意識啓発

地域共生サポーターの養成、県民に対する国際理解講座等の開催

(2) 外国人と共生する地域づくり

外国人の地域参画促進のための行政・関係団体・ボランティア等の連携・協働

【主な関係法令・計画等】

- ・国際化施策推進方針

【分野：ハンセン病問題】

【室・課名：健康推進課】

項目	14 ハンセン病問題
<p>【現状と課題】</p> <p>県内には2つの国立ハンセン病療養所があり、合わせて217人（令和2年5月1日現在）のかつてハンセン病であった方々（回復者）が生活しており、平均年齢は約86.7歳となっている。</p> <p>病気は治っているにも関わらず、回復者の方々に対する偏見・差別は解消できていないことから、啓発事業等を継続する必要がある。</p>	
<p>【現在の対応策】</p> <p>「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提出された意見書における提言をもとに、偏見・差別の解消のための啓発事業等を実施しており、「岡山県ハンセン病問題対策協議会」において協議及び調整を行っている。</p> <p><偏見・差別解消のための啓発の実施></p> <ol style="list-style-type: none">1 小中学生等が療養所を訪問し、入所者との交流を図る地域交流事業や、入所者の実体験を直接若い世代に語り伝えることを目的に入所者による学校での語り部講演を実施するなど、ハンセン病問題に対する正しい理解と偏見・差別の解消に向けた普及啓発事業を積極的に進めている。2 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）を中心にパネル展や語り部講演会による啓発を実施している。（今年度は新型コロナウイルスの影響により延期とした。）3 ホームページやリーフレット等により、ハンセン病問題に関する正しい情報の提供を行っている。	
<p>【今後の取組方針】</p> <p>ハンセン病問題に関する正しい理解と偏見・差別の解消のため、入所者の方々との交流事業や、語り部講演会等に引き続き力を注ぎ、きめ細かな啓発事業に取り組むとともに、療養所に暮らす方の意向・要望を基本とした支援活動を実施する。</p> <p>また、両園の将来構想の実現に向けて関係者とともに協力していく。</p>	
<p>【主な関係法令・計画等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律・「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提出された意見書における提言	

平成13年度以降の岡山県のハンセン病問題対策事業

年度	事業名	内容	備考
13	委員会設置事業	「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」開催(9回、H14.3:意見書提出)	H13.5 「らい予防法違憲 国家賠償請求訴訟」で熊本地裁は原告勝訴の判決
	普及啓発事業	啓発ビデオ作成(1,100本)、シンポジウム開催(約1,800人参加)、地域交流事業補助(2件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	知事両園訪問	6月11日両園を訪問	
14	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(3回)	
	普及啓発事業	パンフレット配布(3万部)、啓発ビデオテレビ放映(1回)、パネル展開催(3回)、フォーラム開催(約550名参加)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー34名)配置(H14.7) 出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月)	
	県民意識調査事業	県民意識調査(回答者:15歳以上の県内在住者2,210人)	
15	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) 史料調査専門員によるハンセン病関連史料調査・収集	H15.11 熊本でハンセン病療養所入所者の宿泊拒否
	普及啓発事業	パンフレット配布(4万部)、啓発ビデオテレビ放映(2回)、新聞紙面広告実施、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月)	
16	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) 史料調査専門員によるハンセン病関連史料調査・収集	H17.3 ハンセン病問題に 関する検証会議最 終報告書公表
	普及啓発事業	パンフレット配布(3万部)、啓発ビデオテレビ放映(1回)、講演会開催(約80人参加)、フォーラム開催(約800人参加)、地域交流事業補助(22件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
17	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) ハンセン病問題関連資料集(前後編各800ページ)筆耕開始	
	普及啓発事業	パンフレット配布(2万部)、啓発ビデオテレビ放映(1回)、講演会実施(4回、延べ700人参加)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
18	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(3回) ハンセン病問題関連資料集前編刊行(H19.2)	
	普及啓発事業	パンフレット配布(2万部)、啓発講演会実施(1回)、講演会実施(中学校・高等学校等)、フォーラム開催(約300人参加)、啓発DVD作成(700本)、地域交流事業補助(17件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
19	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催 ハンセン病問題関連資料集後編収録史料選定及び筆耕	
	普及啓発事業	パンフレット配布(2万部)、啓発DVDテレビ放映、啓発講演会実施(1回)、講演会実施(小学校・中学校、3回)、地域交流事業補助(10件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
	県民意識調査事業	県民意識調査(回答者:15歳以上の県内在住者2,035人)	
20	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) ハンセン病問題関連資料集後編刊行(H21.3)	
	普及啓発事業	啓発番組テレビ放映、映画上映会及び講演会開催、講演会実施(中学校・高等学校等)、地域交流事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	

年度	事業名	内容	備考
21	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(1回)	H21.4 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、11校)、地域交流事業補助(9件)、県人会への里帰り助成金贈呈、パンフレット作成(6万4千部)	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
22	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	啓発番組テレビ放映、語り部講演会の実施(小・中・高校、11校)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈、パンフレット作成(3万部)	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
23	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、18校)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
24	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(19件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(6件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
25	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(15件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
26	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(23件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(7件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
27	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(5件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
28	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(15件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
29	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(3件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
30	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(16件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	

年度	事業名	内容	備考
1	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(新型コロナウイルスの影響により、1回)	R1.11「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の施行、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の一部改正
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(22件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	

項目	15 患者等（HIV感染・エイズ、その他の疾病等）
<p>【現状と課題】 毎年新たにHIV感染者・エイズ患者の報告があり累計者数は増加している。感染者・患者の約6割を占めるMSM（男性間で性行為を行う者）の県内の感染者数は約500人と推定されており、早期発見・治療に繋げていく必要があるが保健所等でのHIV検査件数や相談件数は低迷している。また、エイズに対する正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別が存在していること、患者の高齢化が進んできていることから、医療関係者をはじめ福祉・介護分野から一般県民まで、幅広くエイズに関する正しい知識の普及啓発を図ることが必要である。 また、難病のある人やその家族は、長期にわたる療養や介護など、大きな負担を強いられている。そのため、難病のある人の療養生活の質（QOL）の向上を基本に、①医療費等の助成、②地域における保健・医療・福祉の充実と連携、③福祉施策の推進を3本柱として、総合的な難病対策を推進している。</p>	
<p>【現在の対応策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 正しい知識の普及・啓発 学校や地域の団体等へエイズ・性感染症の専門知識のある講師等を派遣する「エイズ等出前講座」や各種普及啓発を実施するとともに、「県民の方等へのエイズに関するメッセージ」や検査啓発カードを作成し、エイズに関する正しい知識の普及や、エイズ患者等に対する偏見や差別の解消を図っている。 2 相談・検査体制の充実 エイズに関する相談や検査を安心して受けることができるよう、全保健所・支所で無料・匿名検査、エイズ治療拠点病院（10医療機関）や身近なクリニックでの一律1,000円の検査を実施している。さらに備前・備中・美作保健所においては、エイズホットラインを設置するなど、相談窓口の充実を図っている。また、検査対応向上研修会を実施している（本年度は、新型コロナウイルスの影響により中止。）。 3 診療体制の充実 エイズ医療等推進協議会において、医療と行政相互の課題について意見交換を行うなど関係者の連携強化に努めるとともに、医療従事者等に対する研修会の開催、針刺し後のHIV感染防止体制の整備、患者やその家族の心理的・社会的ケア並びに医療従事者への助言指導を行うエイズ診療カウンセリング体制の整備など、エイズ診療体制の充実を図っている。 4 社会参加と生活の支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 難病相談・支援センターにおける相談・支援 難病のある人への相談・支援を行う拠点として、療養や日常生活に関する相談、患者会等を通じた交流の支援、就労支援、かかりつけ医向けの研修会の実施等に取り組んでいる。 (2) 地域支援、居宅生活支援 難病のある人の療養上の不安を解消し適切な在宅療養が行えるよう、保健所を中心に、地域の医療機関や市町村等との連携のもと、医療相談や訪問指導等を行っている。また、平成25年4月から障害者の範囲に「難病等」が加えられたことにより、ホームヘルプなどの障害福祉サービスの受給が可能となるとともに、市町村においては、日常生活用具給付等の地域生活支援事業を実施し、難病のある人の居宅での生活を支援している。 	
<p>【今後の取組方針】 エイズのまん延防止及びHIV感染者・エイズ患者に対する偏見・差別の解消を図るため、関係者と連携しながら各種普及啓発を実施するとともに、相談・検査・診療体制の充実を図る。 難病のある人については、ニーズを踏まえ、保健・医療・福祉の連携のとれた総合的な施策を積極的に推進する。特に就労支援については、経済団体や雇用支援機関等との連携のもとで、難病のある人への相談対応や企業への意識啓発に取り組む。</p>	
<p>【主な関係法令・計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・岡山県保健医療計画、岡山県感染症予防計画 ・難病の患者に対する医療等に関する法律 ・特定疾患治療研究事業実施要綱 ・難病特別対策推進事業実施要綱 ・障害者総合支援法 	

エイズ対策について

国内のHIV感染者・エイズ患者の報告件数は増加傾向にある。令和元年には、1,219件(速報値)の新規報告があり、これはHIV感染者が毎日3人は報告されていることになる。本県においても、HIV感染の予防と早期発見・早期治療、感染者に対する偏見・差別の解消を図るため、保健所等での相談・検査体制の整備やエイズ出前講座を実施するなど啓発活動に取り組んでいる。

1 HIV感染者／エイズ患者の発生動向の推移 (単位：人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	感染者	1,106	1,091	1,006	998	992	891
	患者	484	455	428	430	415	328
	計	1,590	1,546	1,434	1,428	1,407	1,219
県	感染者	16	13	17	9	16	8
	患者	3	7	4	3	6	2
	計	19	20	21	12	22	10

出典：エイズ発生動向調査（厚生労働省エイズ動向委員会、令和元年は速報値）

2 保健所の相談・検査体制

エイズのまん延を防ぐためには感染者の早期発見が重要であり、相談から検査に至るまでの一貫した体制の整備を図っている。さらに、備前・備中・美作の3保健所にエイズホットライン（直通の専用電話）を設置して、安心して相談・検査を受けられる体制を整備している。また、平成23年度より、備前・美作保健所では迅速検査を導入し、受検者の利便性向上を図るとともに、検査の質の向上を図るため、検査対応にあたる職員に対する検査対応向上研修を実施している。

<相談・検査の状況>

令和元年度 相談 470件（うちホットライン 356件）

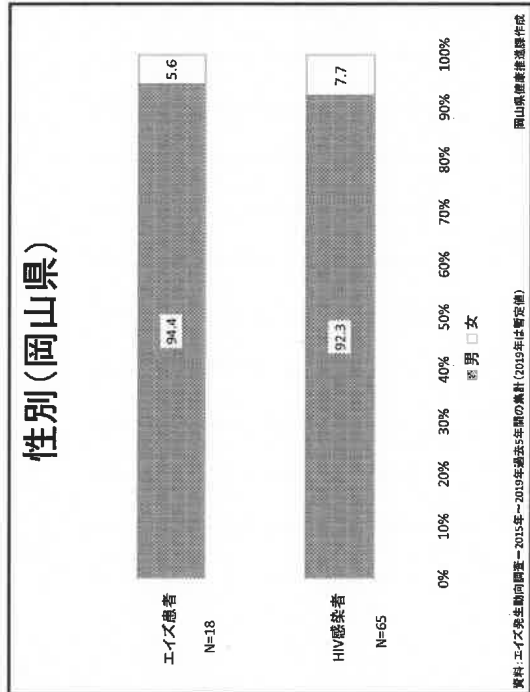
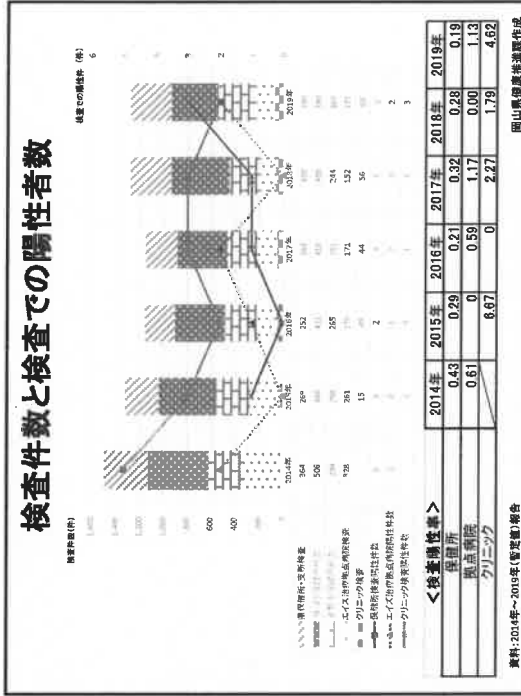
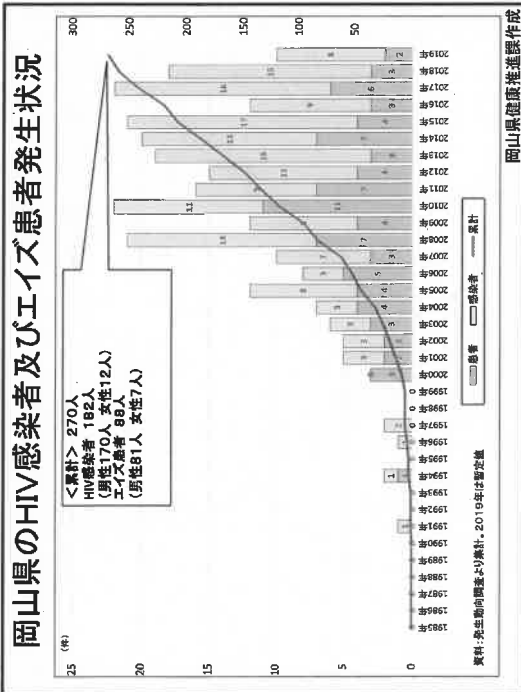
HIV抗体検査 300件

3 エイズ出前講座

学校、地域の団体等が開催するエイズ講習会等に専門講師等を派遣する「出前講座」と保健所職員を派遣する「ミニ講座」を実施している。

<実施状況>

令和元年度 エイズ出前講座 23件 ミニ講座 3件



【分野：インターネットによる人権侵害】

【室・課名：情報政策課、男女共同参画青少年課、教育庁、警察本部少年課】

項目	16 インターネット利用のモラル向上
<p>【現状と課題】</p> <p>インターネットの急速な普及は、利用者である県民に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用してインターネット上の掲示板に基本的人権を侵害する書き込みが増加するなど、差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしている。</p> <p>また、青少年の間では、スマートフォンの急速な普及により、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）や無料通話アプリ、動画投稿サイトなどによるいじめや誹謗中傷、個人情報の流布等が行われ、犯罪に巻き込まれる危険性も高まっている。</p> <p>このため、サイト管理者等で構成している団体をはじめ、広く県民に対して一人ひとりがインターネット利用上のモラルを守るとともに、フィルタリングを適切に設定するなど、正しく利用するための啓発に努める必要がある。</p> <p>特に、児童生徒に対しては、学校、家庭、地域、携帯電話事業者が連携して、インターネットの利用に際してのルールやマナーの指導を徹底することにより、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信する態度等の育成に努める必要がある。</p>	
<p>【現在の対応策】</p> <p>インターネットやスマートフォン等利用のモラル向上のため、ホームページ等による広報の実施や研修会等を開催するとともに、ホームページへの基本的人権を侵害する書き込み等について、プロバイダーに対する削除要請を行っている。</p> <p>1 情報リテラシー向上運動の推進</p> <p>県、教育庁、県警察本部、IT関係企業・関係団体等が緊密な連携を図りつつ、産学官で構成された岡山県高度情報化推進協議会を活用しながら、インターネットやスマートフォン等の正しい使い方等の普及・啓発を実施している。</p> <p>(1) 未成年者がスマートフォン等を使う場合の危険性や注意点等の情報を提供するホームページ「ケータイ・スマホの正しい使い方」の活用 (男女共同参画青少年課)</p> <p>(2) 県内の大学生等を対象に「社会人になる前の情報セキュリティ・モラル研修」を実施 (情報政策課)</p> <p>(3) インターネット上のトラブルについての情報相談窓口をホームページへ掲載 (教育庁人権教育課)</p> <p>2 スマホ・ネット問題総合対策の推進</p> <p>児童生徒、保護者、学校、携帯電話等事業者、行政による官民一体の取組を行い、スマホ・ネット問題総合対策を推進している。 (男女共同参画青少年課、教育庁、警察本部少年課)</p>	

- (1) スマホ・ネット問題解決タスクフォースによるフィルタリング奨励宣言店制度の普及及び携帯電話販売店店舗でのフィルタリング利用促進
(男女共同参画青少年課)
- (2) 青少年健全育成促進アドバイザーの派遣
(男女共同参画青少年課)
- (3) 「OKAYAMAスマホサミット」の開催による児童生徒及び保護者の主体的な取組の推進
(教育庁)
- (4) インターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室の実施
(警察本部少年課)

【今後の取組方針】

インターネットやスマートフォン等利用のモラル向上のための啓発に引き続き取り組むとともに、官民一体となって「スマホ・ネット問題総合対策」の推進を図り、スマホ・ネットのリスクから青少年を守る。

【主な関係法令・計画等】

- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
(プロバイダー責任制限法)
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
(青少年インターネット環境整備法)
- ・岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例
- ・いじめ防止対策推進法
- ・岡山県いじめ問題対策基本方針

【分野：様々な人権をめぐる問題（消費者）】

【室・課名：くらし安全安心課】

項 目	1 7 消費者被害の撲滅
<p>【現状と課題】</p> <p>若者の社会経験の少なさや、高齢者の健康上、経済上の不安等につけ込んだ悪質な商法による消費者被害の発生は後を絶たず、その手口も多様化・巧妙化が見られる。</p> <p>被害の早期発見、迅速な対応のため、県民誰もがより身近なところで安心して相談できる体制づくりが求められており、市町村と連携して相談窓口の充実・強化に取り組む必要がある。</p>	
<p>【現在の対応策】</p> <p>第3次岡山県消費生活基本計画（平成28年3月策定、平成31年3月変更）に基づき、「消費者教育の推進」「地域における消費者問題解決力の強化」「悪質な事業者の監視・指導・取締の強化」に重点的に取り組んでいる。</p> <p>＜主な施策事業＞</p> <ol style="list-style-type: none">1 消費者教育の推進<ol style="list-style-type: none">(1) 一般消費者を対象とした消費生活に役立つ知識を習得するための講座や、学生や高齢者など世代別に多い相談に関する啓発を行うセミナーを開催する。(2) 幼児期から高校生期までの発達段階別や障害のある人に配慮した消費者教育教材を作成し、消費者の特性に配慮しつつ、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進する。2 地域における消費者問題解決力の強化<ol style="list-style-type: none">(1) 消費者行政強化交付金等を活用し、市町村が実施する相談窓口の充実、強化や啓発活動を支援する。(2) 高齢者等の被害防止、相談機関への誘導のため、消費生活サポーター等の活用や、福祉関係者との連携などにより地域の状況に応じた見守りネットワークを構築する。(3) 市町村の相談員及び担当職員の資質の向上のための研修や巡回指導を実施する。3 悪質な事業者の監視・指導・取締の強化 国、他の都道府県、市町村、警察等と連携した特定商取引法等に基づく監視、指導、処分等を行う。	
<p>【今後の取組方針】</p> <p>関係機関、団体等と連携しながら、第3次岡山県消費生活基本計画に基づき、消費者の視点に立った行政を推進していく。</p>	
<p>【主な関係法令・計画等】</p> <ul style="list-style-type: none">・消費者基本法・消費者安全法・特定商取引に関する法律・消費者教育の推進に関する法律・岡山県消費生活条例・第3次岡山県消費生活基本計画	

【分野：様々な人権をめぐる問題】

【室・課名：くらし安全安心課】

項目	18 犯罪被害者等の支援
<p>【現状と課題】</p> <p>犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等基本法、県及び全市町村で制定している犯罪被害者等支援条例に基づき、その尊厳や権利の保護を図る施策を実施している。</p> <p>犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で孤立することなく再び平穏な生活を営むことができるよう、社会全体が犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるとともに、県、市町村を始め関係機関・団体が十分に連携協力を図り、施策を推進する必要がある。</p>	
<p>【現在の対応策】</p> <p>「岡山県犯罪被害者等支援条例」及び「第3次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」に基づき、県、市町村、国、民間支援団体等の関係機関・団体の連携協力の下、同指針に掲げる各種施策の総合的かつ計画的な実施に取り組んでいる。</p> <p><主な施策事業></p> <ol style="list-style-type: none">1 総合的対応窓口の設置及び情報の提供等 総合的対応窓口を設置し、犯罪被害者等の支援に関する適切な情報提供を行うとともに、県、市町村、国等の行政機関職員を対象に、被害者等の置かれた状況や支援の重要性について理解を深める研修会を実施する。2 県民理解の増進 犯罪被害者週間（11/25～12/1）において、県民に向けたパネル展示等を行うとともに、関係機関や団体と連携したフォーラムの開催など様々な啓発活動を実施する。3 岡山県犯罪被害者等支援金支給事業 犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を負った被害者本人に対し、支援金を支給する市町村へ補助事業を実施する。	
<p>【今後の取組方針】</p> <p>引き続き県民理解の増進のための普及啓発に努め、関係機関・団体の緊密な連携の下に各種施策を着実に実施し、総合的な犯罪被害者等支援を進めていく。</p> <p>また、犯罪被害者等への支援金制度を導入している市町村は、県下で少数（5市町）であることから、県内市町村へ制度の導入を働き掛けていく。</p>	
<p>【主な関係法令・計画等】</p> <ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等基本法（国）・第3次犯罪被害者等基本計画（国）・岡山県犯罪被害者等支援条例（県）・第3次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針（県）	

【分野：様々な人権をめぐる問題（刑を終えて出所した人）】

【室・課名：保健福祉課】

項目	19 地域生活定着促進事業の実施
<p>【現状と課題】 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）入所者の中には、高齢や障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、親族等適切な受入先がなく、必要とする福祉サービスを確保できないまま矯正施設を退所する者が存在する。</p>	
<p>【現在の対応策】 支援対象者に対しては、県が設置する「岡山県地域生活定着支援センター」が、保護観察所と協働して、矯正施設を退所後直ちに福祉サービスを利用できるよう支援する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 実施主体 岡山県2 委託先 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会3 開設場所 岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館3階4 事業費 17,500千円5 業務内容<ol style="list-style-type: none">(1) コーディネート業務 矯正施設の入所者を対象として、保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズを調査し、受入先施設のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援を行う。 (令和元年度実績15件)(2) フォローアップ業務 上記あっせんにより矯正施設から退所した者が利用している社会福祉施設に対して、必要な助言を行う。 (令和元年度実績46件)(3) 相談支援業務 矯正施設から退所した者の福祉サービスの利用について、本人又はその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行う。 (令和元年度実績28件)	
<p>【今後の取組方針】 当該事業を着実に推進することにより、刑を終えて出所した方の社会復帰と地域生活への定着を支援する。</p>	
<p>【主な関係法令・計画等】</p>	

【分野：様々な人権をめぐる問題（日本に帰国した中国残留邦人とその家族）】

【室・課名：保健福祉課】

項目	20 中国残留邦人の定着自立促進
<p>【現状と課題】</p> <p>昭和47年の日中国交回復以降、県内には144世帯494名の中国残留邦人とその家族が帰国し、主に県南部の公営住宅に入居している。直近では、平成23年度に1世帯2名(2世)が永住帰国した。24年度以降の永住帰国者はいない。</p> <p>帰国した中国残留邦人は、言葉の壁、生活習慣の違いなどから、就業の困難、地域社会になじめない等の問題を抱え、また、高齢化の進展による地域社会からの孤立、介護の問題等が生じている。</p>	
<p>【現在の対応策】</p> <p>帰国者支援法に基づき市町村が支援の中心になり、人間としての尊厳と老後の生活の安定とを柱とする支援策を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none">1 生活支援 老齢基礎年金の満額支給、支援給付及び配偶者支援金の支給（国）2 地域での支援<ol style="list-style-type: none">ア 市町村に対する助言や研修会の開催（国補助事業）イ 中国帰国者定着促進センターが行う日本語学習支援事業「遠隔学習課程（日本語通信教育）」の受講者に対するスクーリングの実施（国委託事業） （令和元年度：13名対象、165回実施）ウ 国庫事業の対象とならない呼び寄せ世帯に対する県独自の援護施策<ul style="list-style-type: none">・帰国直後に見舞金の支給（1世帯当たり9万円、同伴家族1人につき1万円加算）・定着後に自立指導員の派遣、医療機関窓口等への自立支援通訳の派遣等 （令和元年度：実績なし）エ 岡山県帰国者友の会に委託し、中国残留邦人の自立意欲を高め、地域社会への定着促進を図る自立促進研修事業（単県予算35万円、国庫委託料45万円） （令和元年度：10月27日実施、テーマ「語りかけボランティアの利用について」ほか）	
<p>【今後の取組方針】</p> <p>国、市町村等と連携を取りながら、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立を促進し生活の安定が図られるよう必要な施策を実施する。</p>	
<p>【主な関係法令・計画等】</p> <p>○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（H6.4.6）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。</p>	

【分野：様々な人権をめぐる問題（拉致問題）】

【室・課名：保健福祉課】

項目	21 北朝鮮当局による拉致問題
	<p>【現状と課題】</p> <p>昭和40年代から50年代にかけて北朝鮮当局により多くの日本人が拉致された。 平成14年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮政府は拉致を認め、拉致被害者5名を帰国させたが、その他の被害者の安否については拉致問題は解決済みとして納得のいく説明を行っていない。 政府が認定した拉致被害者は12名（帰国した5名を除く）、警察庁は拉致の可能性を否定できない行方不明者を883名としている。 このため日本政府は、拉致問題対処法を制定するなど、国際社会と連携して北朝鮮に対し拉致問題の解決を強く働きかけるとともに、地方公共団体と連携を図りながら、国民に対して拉致問題に関する啓発を行っている。 平成26年5月末、ストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は特別の権限が付与された特別調査委員会を設置し、日本人に関する全ての問題を解決する意向を表明したが、28年2月北朝鮮が調査の全面中止を発表し現在まで解決に至っていない。</p>
	<p>【現在の対応策】</p> <ol style="list-style-type: none">1 国と連携を図り、拉致問題に関する啓発を図るため、ポスターやパンフレットを県の機関や市町村に配布するとともに、12月10日から16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、広報誌、ラジオ等で拉致問題に関する啓発活動を行っている。2 国に対し、全国知事会及び「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」を通じて、拉致問題の早期解決を要望している。3 県議会に設置された「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を図る岡山県議会議員連盟」総会（例年6月開催）において、拉致問題の現状等について説明している。
	<p>【今後の取組方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 国と連携し「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」をはじめとして、機会をとらえた啓発活動を行う。2 全国知事会及び「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」を通じ、国に対して拉致問題の早期解決を要望していく。
	<p>【主な関係法令・計画等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（H18. 6. 23） （地方公共団体の責務） 第三条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。 （北朝鮮人権侵害問題啓発週間） 第四条 国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。<ol style="list-style-type: none">2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、十二月十日から同月十六日までとする。3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。○ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（H14. 12. 11）